

## 一般社団法人日本質量分析学会、委員会・部会・談話会・ワーキンググループ運営ガイドライン

本ガイドラインは、一般社団法人（以下一社）日本質量分析学会の活動を担う各委員会（総合討論会実行委員会、各部会・談話会等の大会実行委員会、JMSSJ 誌および MS 誌の編集委員会を含む）、部会、談話会、ワーキンググループ（以下 WG）運営方法の基本原則を定めるものである。

### 【委員会、世話人会等の構成】

1. 委員会、部会、談話会、WG は、委員長、世話人代表、部会長が委嘱する委員、世話人によって構成される。
2. 委員会、部会、談話会、WG は、委員長、世話人代表、部会長を含め 5 名以上で構成されることが望ましい。
3. 委員会、部会、談話会、WG は、委員長、世話人代表、部会長を含め委員、世話人等の女性比率を 3 割以上とすることが望ましい。
4. 委員会、部会、談話会、WG の運営に必要な事項は、委員会、世話人会の合議によって決議する。

### 【委員、世話人等の委嘱および任期】

1. （一社）日本質量分析学会理事が世話人代表、部会長等に就かない場合、担当理事が世話人代表、部会長等を委嘱し、文書として残る媒体（承諾書、電子メール等）によって就任の意思表示を確認する。
2. 委員、世話人等構成員の委嘱は、委員長、世話人代表、部会長が行い、文書として残る媒体（承諾書、電子メール）によって就任の意思表示を確認する。
3. 委嘱した委員、世話人等の所属機関において兼業手続き等が必要な場合は、委員長、世話人代表、部会長は（一社）日本質量分析学会事務局担当者が必要な手続きを行うための仲介を行う。
4. 委員、世話人等の任期は、委員長、談話会、部会、WG 等の担当理事の任期（2 年）を超えることはできない。再任は可能であるが、委員長、担当理事更新の際に再委嘱を行う。
5. （一社）日本質量分析学会理事が世話人代表や部会長等に就かない場合、世話人代表、部会長等の任期は担当理事の任期（2 年）を超えることはできない。再任は可能であるが、担当理事更新の際に再委嘱を行う。
6. 総合討論会等の大会実行委員会の実行委員長および実行委員の任期は当該大会の実行委員会の設立から解散までとし、（一社）日本質量分析学会理事の任期とは連動しない。
7. JMSSJ 誌および MS 誌の編集委員の任期は編集責任者（Editor-in-chief）の任期と連動し、（一社）日本質量分析学会理事の任期とは連動しない。ただし最大 2 年とする。再任は可能であるが、2 年を超える際に再度委嘱を行う。

### 【委員、世話人等の報酬および交通費】

1. 委員、世話人等は無報酬とする。

2. 委員、世話人等の業務のための旅行に必要な旅費の支給については、一般社団法人日本質量分析学会旅費規程の定めるところによる。

#### 【講演会における中立性の確保】

1. 講演会等を開催する際は、一部の営利団体、企業の営業活動を支援することが無いよう配慮する。
2. 特定の営利団体名称を冠するイベントを主催すること、また共催、協賛はできない。

#### 【透明性の確保】

1. 臨床研究等をテーマとする講演の場合、利益相反（conflict of interest: COI）の開示を行うことを必要とする。

#### 【受益者負担の基本方針】

1. （参加費）非会員が講演会に参加する場合、受益者負担の原則に則り、利益供与と判断されないよう参加費として一定の負担額を徴収することを原則とする。ただし、講演会の内容、目的が公益性を優先する場合においてはこの限りではない。参加費の徴収については各委員会、世話人会に一任する。
2. （懇親会費）原則として会費を徴収する。

#### 【会計】

1. （参加費）参加費を徴収する場合、会員、非会員の区分を記録し、徴収額も含めて会計報告する。
2. （懇親会費）懇親会費は会員、非会員に関わらず、参加人数、徴収額を会計報告する
3. （企業展示等の協賛金）企業名、協賛金額（消費税込み）を会計報告する。
4. （物品費、会場費等の支払方法）物品費、会場費等で請求書により処理可能な支払については、事務局を通じて振込処理を行う。

#### 【改定】

1. 本ガイドラインの改廃は理事会の議を経て行う。

本ガイドラインは（一社）日本質量分析学会第 227 理事会（2019 年 12 月 14 日）の審議において策定された。

改定 2021 年 3 月 6 日